

北九保地介第599号  
令和2年 6月 4日

居宅介護支援事業者 管理者 様  
介護予防支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課長 岩村 恭代

**本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の  
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」の適用時期について**

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、先般、令和2年5月25日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」問5のうち、適用時期について、厚生労働省に確認しましたので通知します。

なお、介護予防支援費についても同様の取扱いとします。

記

1 適用時期

**令和2年5月**のサービス提供分以降の請求から適用とし、遡及等はいりません。

※以前お問い合わせいただいた事業者には、令和2年2月以降の遡及請求が可能とご案内していましたが、疑義が生じたため、再度厚生労働省に確認したところ、令和2年5月サービス提供分以降が対象との回答となりました。

**【担当】**

北九州市 保健福祉局 地域福祉部  
介護保険課 事業者支援係  
TEL : 093-582-2771